

令和元年5月21日
北陸地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、懲戒処分を行いましたので公表します。

(1) 処分をした年月日 令和元年5月17日

(2) 処分を受けた建築士の氏名 黒澤 栄一郎
その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 一級建築士
その者の登録番号 第307591号

(3) 処分の内容 戒告

(4) 処分の原因となった事実

平成29年3月31日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成25年4月1日から平成29年7月31日までの間に建築士法第22条の2の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

取扱い：配付をもって解禁

発表先：新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ

【問合せ先】

国土交通省 北陸地方整備局

建政部都市・住宅整備課 課長 窪田 悦郎

025-280-8880(内線6161)